

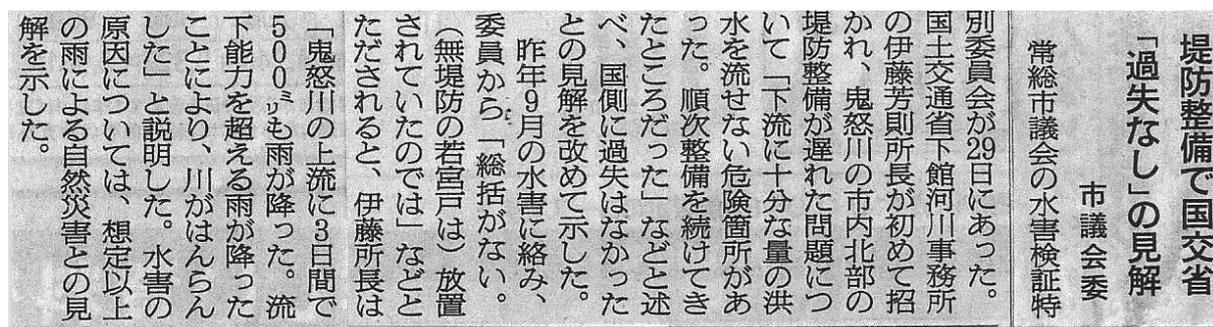
ハッ場ダム住民訴訟通信-117

2016年4月5日発行

鬼怒川洪水を告発する-3

やっぱり出た。国交省「過失なし」の見解

どこを叩けばこんな無責任なことが言えるのだろうか。行政、ことに国交省の役目は国土の整備を通じて国民の安全と安心を守ることではないのだろうか。去る2月29日常総市議会の「水害検証特別委員会」の記事をご覧ください。2016.3.1朝日新聞茨城版



言い訳は聞かなくても分かるお役人回答の定番です

- ・順次整備を続けてきたところだった・想定以上の雨による自然災害だった。

長〜い鬼怒川のどっかをいじってれば「順次整備を…」なんて言えるのか。

三坂地区は20〜30年先、若宮戸にいたっては対象外だったではないか。

下の図は洪水のわずか1年前につくられた「鬼怒川直轄河川改修事業」の計画図です。確かにあの三坂地区は載ってはいます。でも手をつけるのは20年〜30年も先の話。若宮戸に

いたってはなんと対象外。

それでも「順次整備をしているところだった」などと述べる神経が分かりません。これを“棄民政治”と言わずしてなんでしょう。

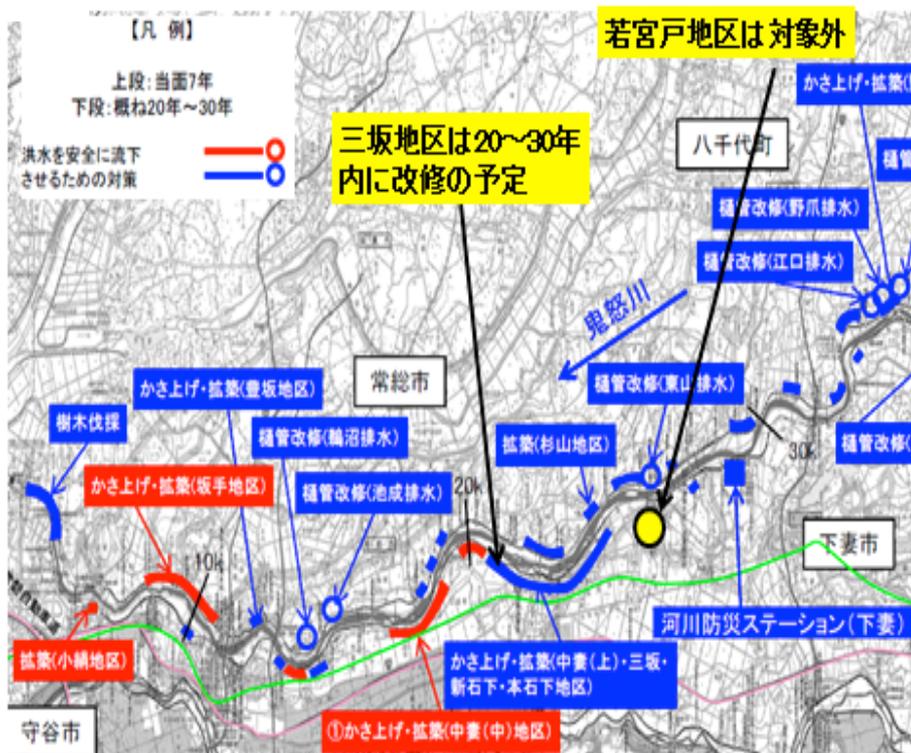
若宮戸の逆井さんは危険を訴え続けていました。

左図の平成26年10月10日を遡ること8か月も前、若宮戸にお住まいの逆井さんは、家の裏手にある自然堤防が掘削される暴挙と洪水の危険性を常総市と国に訴え続けていました。

※別紙参照。

しかし、市も国もまともに取り合わぬばかりか、ハエ

鬼怒川直轄河川改修事業(平成26年10月10日)



や蚊を追い払うようあしらい、はては恫喝する始末。逆井さんの訴えを真摯に受止め対応していたなら前頁の計画は違うものになっており、何より若宮戸の溢水はなかった筈のものでしょう。

大水害は「想定以上の雨が降ったから…」

ならば、3日間雨量362ミリで8800トンの洪水。502ミリで6600トンはどう説明する。

冒頭の記事で下館河川事務所の伊藤所長は、検証委員の「総括がない。(無堤防の若宮戸は)放置されていたのでは」の問いに「鬼怒川の上流に3日間で500ミリも雨が降った。流下能力を越える雨が降ったことにより川が氾濫した。水害の原因は想定以上の雨が降ったことによる自然災害だった」との見解を示しました。確かに大雨は降りました。しかし、国が想定していた洪水流量と比較した時、本当に想定外だったのか。下の表をご覧ください。

■鬼怒川治水計画と2016年9月洪水比較 3日間雨量単位:ミリ/秒 流量単位:トン/秒

計画及び洪水	3日間雨量	洪水流量	ダム調節量	水海道流量
①1980年工事实施基本計画	362	8800	2600	5000
②2006年河川整備基本方針	-	8800	3400	5000
③2015年9月洪水	502	6600	2000	4000
④2016年河川整備計画	-	6600	2000	4300

※①の1980年工事实施基本計画でのダムは、五十里、川治、川俣の3ダム。②の2006年河川整備基本方針と③の2015年9月洪水④の2016年河川整備計画は3ダム+湯西川ダムの4つのダムになっています。※①と②は1/100=100年に1度の洪水に、④は③の9月洪水実績(既往最大)を基に計画され、1/45=45年に1度の洪水に対応すべく策定されています。※③の水海道流量の4000は河道を流れた流量。氾濫した300は④に4300として反映されています。

ここがおかしい。

- A. ①と③の3日間雨量と洪水流量の関係をみてください。①の実施計画は362ミリの雨量に対して洪水流量は8800トン、③の9月洪水は502ミリという大雨なのに洪水流量は6600トン。誰が見ても明らかにオカシイ。こんな計画をもってして想定外とは笑止千万です。
- B. ②でダム調節量を湯西川ダムを加えて3400トンに増やしながら、9月洪水では未曾有の3日間雨量502ミリという緊急事態にも関わらず2000トン止まり。4つのダムを適正に運用した上での2000トンなら、ダム頼みの治水政策の限界と言わざるを得ないでしょう。
- C. ①②は100年に1度の洪水を想定したもの。④の河川整備計画は既往最大の9月洪水をベースに45年に1度の洪水に備える計画です。計画では3日間雨量は記されませんが、①の実施計画の362ミリより小さな値になる筈のもので。しかし洪水流量は502ミリ降った9月洪水と同じ6600トン。こんな矛盾をかかえた計画で被災者の思いに応えられる筈がありません。

ハッ場ダムをストップさせる茨城の会 代表:濱田篤信 船津寛

事務局:神原禮二 〒302-0023 取手市白山1-8-5 携帯:090-4527-7768

水害被害者逆井正夫さんの告発

以下は若宮戸の逆井さんが水害の直前、身の危険を感じ遺書のように認めたものです。本文の「鬼怒川直轄河川改修事業」の図にある平成26年10月10日と比較しながらご覧ください。

平成26年2月中旬、隣の草地から作業管理者の声。見ると重機数台で整地作業に入っていた。

同年3月中旬、整地はほぼ完了し自然堤防の樹木の伐採に入り堤防の掘削が始まる。自治会長に訴えるが「水など来ないよ大丈夫だから」と取合ってくれない。しかたなく市役所へ。

同年3月28日、常総市役所石下支所より回答「市は許可を与えていません」。S課長に自宅の庭から現地を見てもらう「これは酷い、鎌庭の国交省へ行きましょう」と国交省へ行く。私たちの訴えに「知りませんでした。何処ですか」と問われ、地図を広げ話し合う。しかし、「水管橋のところ(水海道)にもっと危ないところがある」と説明される。「水害が起きるから早く何とかしてほしい。掘削を止めてほしい」という訴えに「私たちでは処理できませんから下館河川事務所にすべて話は伝えます」と。結局返答はもらえなかった。

同年6月2日、常総市議会傍聴。風野市議の発議で土嚢積みを決議する。同時に、7月に県副知事と高杉市長とで霞が関の国土交通省に築堤依頼することが討議された。土嚢積みは9日ごろから1週間ほどで完了。1トン土嚢が下2列上1列積まれる。

同年7月15日、ヘリコプター飛来。国交省の写真撮影か。

平成27年2月末～3月中旬、測量・ボーリング調査。川の中まで行っていたと聞く。

同年4月19日、風野市議を訪問。「堤防はつくりますよ」という話を聞く。

同年4月24日、市役所に「3/28以来なぜ私たちに直接連絡がないのか」と強く抗議する。

同年4月28日、私宅にI道路課長他1名が来訪。市長・国交省宛ての質疑文を手渡す。

同年5月11日、私宅で鎌庭出張所長他1名と会談。28日の文書を踏まえてのものだが、ほとんど話さず。「早く堤防をつくってほしい」と懇願するが、無言だった。

同年5月19日、玉小学校へ行き、自然堤防掘削の件を教頭先生に話す「ここは県の避難所だが若宮戸から水が入ったら水没します」と。しかし笑いながら「それなら市役所の教育委員会へ話してください」。石下支所に出向き、ハザードマップの不備、危険を伝える。対応者は「担当に伝えます。作り変えると金がかかるので…検討はします」と。「水害の時は私のような老人、特に独居老人は誰が助けてくれるのか」と問うと「水害時は基本的に市は助けません。自力避難です。心配なら安全な所へ引っ越してください」驚くべき回答が返ってきた。

同年5月24日、国交省へ手紙を出す「ソーラー業者と暴力団と国交省は共犯関係だ」と。

同年5月26日、I課長と河川事務所のZ副所長が文書のコピーを持ち押しかけてくる。「早く出て来い。ドアを開けろ」と課長は大声で怒鳴った。110番で警察を呼ぶ。さすがに課長も静かになった。「どうしますか」と警官。「安全が保たれれば話し合います」と私。1時間半ほど(警官に)待ってもらい3人で話し合った。Z副所長は「堤防は造ります」と明言。しかしいつ造るかは決して口にしない。幾度聞いても笑って誤魔化すばかりだった。

同年5月28日頃、I課長がきてうるさいから「裁判に訴える。私は原告で、あなたがたは被告だ。仲良くできない。来るな」と追い返す。

同年7月8日、私宅とご近所のEさん宅にいやがらせ電話が5分おきにかかる。

同年9月10日

鬼怒川の洪水は掘削され姿を消した自然堤防を越え大水害を起こしました。

